

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に
当たると翌日)

目次

- ◇ 告示 生活保護法による医療機関の指定
昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号の一部改正
腐蛆病の発生
- 土地改良区の設立の適否の決定
- 土地改良区の解散
- 土地の用途廃止
- 〃
- 県道の路線の認定
- 県道の路線の廃止
- 道路の区域の決定
- 道路の区域の変更
- ◇ 公 告 収用委員会の公開審理の開催
- ◇ 正 誤 鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則中
訂正

告 示

鳥取県告示第四百九十九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条の規定に基づき、医療機関を次のように指定したので、生活保護法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十二条の規定により告示する。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日	名 称	所 在 地	診 療 科 名	開設者名
昭和四十四年 八月一日	藤田 医院	岩美郡岩美町 大字浦富字竹ヶ下 一〇三〇番地二二	内科、外科、胃腸科、整形外科、皮膚泌尿器科、放射線科	藤田 力
〃	山口齒科医院	米子市立町四丁目 四一番地	齒科	山口富一雄

鳥取県告示第五百号

昭和四十二年八月鳥取県告示第五百二十六号（鶏等の移入を禁止する区域の指定について）の一部を次のように改正し、昭和四十四年八月二十九日から施行する。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

別表を次のように改める。

別表

山口県豊浦郡豊田町 鹿兒島県贈喰郡 福岡県飯塚市

鳥取県告示第五百一號

みつばちの腐蛆病が発生したので、みつばちについての腐蛆病予防に関する規則（昭和三十一年四月鳥取県規則第二十七号）第五条の規定に基づき、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 発生場所等

発生年月日	発生場所	発生群数	摘要
昭和四十四年八月一日	岩美郡国府町荒船	二十五群	焼却及び埋却処分

十八日	上地	三十二群	
-----	----	------	--

二 その他必要な事項

発生した地点を中心として半径二キロメートルの区域内のみつばち及びみつばちについての腐蛆病の病原体をひろげるおそれがある物品を、昭和四十四年八月二十九日から昭和四十四年九月十一日まで、家畜防疫員の指示による場合のほかは、移動させてはならない。

鳥取県告示第五百二號

昭和四十四年六月十日付で倉吉市鴨河内四六九番地山本梅敏ほか十五人の者から申請のあつた若土土地改良区の設立認可についてはその土地改良事業計画及び定款を審査した結果、これを適当と認めたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十四年八月三十日から二十日間とする

三 縦覧に供する場所

倉吉市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第五百三號

次の土地改良区は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第一項第二号に掲げる事由により解散したので、同法同条第三項の規定により告示する。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良区の名称	土地改良区の事務所の所在地
----------	---------------

大口	鳥取市百谷
----	-------

乙堰第二	雲山
------	----

本庄村河崎太田	岩美郡岩美町太田
---------	----------

湖山村白浜	鳥取市湖山町
-------	--------

湖山村湖山前 " 八頭郡郡家町市場
 中私都村市場 " 八頭郡用瀬町樟原
 社村古用瀬 " 別府
 用瀬町別府 " 八頭郡河原町中井
 西郷村上井手 " 北村
 河原町北村 " 八頭郡智頭町智頭
 智頭町上市場 " 倉吉市尾田
 尾田 " 東伯郡三朝町本泉
 三朝町本泉 " 東伯郡東伯町八橋
 洗川堤塘 " 西伯郡中山町松河原
 長野 " 米子市彦名町
 米子市彦名三番川 "

鳥取県告示第五百四号
 建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年八月二十三日から用途
 廃止した。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用 途
鳥取市吉成字西ノ欠二二三一ノ五番地先から " 二三〇ノ七番地先まで		一二五・五九	道路敷

鳥取県告示第五百五号

建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十四年八月二十二日から用途
 廃止した。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

場	所	(面 平方メートル)	用 途
鳥取市新字大石橋二三ノ二番地 " 二三ノ二番地先 " 二三ノ二番地先		一七五・五五 八〇・九〇 八三・三二	水路敷 " 道路敷

鳥取県告示第五百六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第七条の規定に基づき、県道の
 路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

整理 番号	路 線 名	終 起	点 点	重 要 な 経 過 地
199	三朝温泉木地山線	東伯郡三朝町三朝温泉 " " の交点	(国道一七九号と	
200	小畑青谷線	東伯郡青谷町大字小畑 " " の交点	(国道九号との交	

188	89	47	整理番号	路名	起終点	重要な経過地
三朝高原線	小畑青谷停車場線	青谷停車場線				
吉線との交点 (県道鳥取鹿野倉	東伯郡三朝町三朝高原	気高郡青谷町大字小畑 青谷停車場	気高郡青谷町青谷停車場 点	気高郡青谷町青谷停車場 点		

鳥取県告示第五百七号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十条第一項の規定に基づき、
 次の県道の路線を廢止する。
 その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。
 昭和四十四年八月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

202	201
八東水勝見線	青谷停車場井手線
との交点 (県道気高鹿野線	東伯郡青谷町青谷停車場 大字井手(国道九号との交点) 気高郡気高町(国道九号との交点)

鳥取県告示第五百八号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、
 道路の区域を次のように決定したので、同法同条同項の規定により告示す
 る。
 その関係図面は、昭和四十四年八月二十九日から二週間鳥取県土木部道
 路課において一般の縦覧に供する。
 昭和四十四年八月二十九日
 鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	区間	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
県道	三朝温泉 木地山線	東伯郡三朝町大字三朝字株湯六 四三の一の先から 大字木地山字家廻 六八二の一の先まで	二・五 六五・〇	一九、三五五・〇
"	小畑青谷線	気高郡青谷町大字小畑字又道一 四九の先から 大字八軒屋三六七 の次一先まで	三・三 七・四	八、〇四九・四
"	青谷停車場 井手線	気高郡青谷町大字青谷字東湯田 四、〇一三の先から 大字井手字馬込二 六五の一の先まで	五・五 六・〇	一、三三三・〇
"	八東水勝見 線	気高郡気高町大字八東水官有地 無番から 大字勝見字長江六 六一の二の先まで	三・五 六・五	二、七四七・〇

鳥取県告示第五百九号
 道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、

道路の区域を次のように変更したので、同法同条同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和四十四年八月二十九日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

昭和四十四年八月二十九日

鳥取県知事 石 破 二 朗

道路の種類	路線名	変更前	変更後	敷地の幅員	延
		区	間	メートル	メートル
県道 気高鹿野線		変更前	気高郡気高町大字勝見字長江六六二の七の先から	四・〇	五、六三一・七
		変更後	〃 鹿野町大字今市字唐人河原四〇一の先まで	七・五	六、七一四・七
〃	浜村停車場線	変更前	気高郡気高町大字勝見字馬尻六八一の一の先から	四・〇	六、七一四・七
		変更後	〃 浜村字西浜七八三の七六五の先まで	九・〇	六、七一四・七
〃		変更前	気高郡気高町大字勝見字大喜部六八四の七から	四・八	四三・〇
		変更後	〃 六八一の一まで	五・八	四三・〇
〃		変更前	気高郡気高町大字勝字湯尻六八〇の三の先から	五・五	九二六・〇
		変更後	〃 浜村字西浜七八三の七六五の先まで	九・〇	九二六・〇

公 告

鳥取県東部勤労者消費生活協同組合の申請に係る裁決申請事案について、

収用委員会の公開整理を次のとおり開催する。

昭和44年8月29日

鳥取県収用委員会会長 若 木 壽

1 日時 昭和44年9月10日14時から

2 場所 鳥取市東町1丁目220

鳥取県議会議事堂第4委員会室

正 誤

鳥取県地方機関等事務決裁規則の一部を改正する規則（昭和四十四年八月鳥取県規則第四十八号）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 行 誤

二 上 三 都市計画施設の区域内 都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内